

平成22年度情報管理業務に関する事業計画書
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成22年度の情報管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告等の電子マニフェスト情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応や自治体への遅延報告を含む)を行う。

情報管理業務が適切かつ円滑に運営されるよう電子マニフェストシステムについて万全の保守・管理を行う。さらに関連事業者及び自治体等の要望を踏まえつつ、運用機能の向上や登録・許可更新対応の円滑な実施を図る。

また、自動車所有者・ユーザーや関連事業者等からの電子マニフェストシステムに関する問い合わせ対応、関連する事務処理について適正に処理できるコンタクトセンターの体制を維持しつつ、効率的に実施する。

2. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

ファクシミリを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の移動報告を受け、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する事業を効率的に行う。

3. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等の交付を請求されたときは、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する事業を行う。

4. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託)

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理人へ送信する事業を行う。

5. 関連事業者等の電子マニフェストシステム利用実態調査と理解普及活動の実施

引取業者、解体業者等を対象に訪問活動等により必要な情報収集を行い、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析して、適切かつ円滑に運用機能の向上を図る。

また、関連各機関とも連携しつつ、関連事業者等が円滑に業務を行えるよう必要に応じて、引取業者等の電子マニフェストの誤発行防止や一層の業務習熟化に向け、適切な理解普及活動を実施する。

6. 環境対応車普及促進対策費補助金に係る補助事業者に対する移動報告情報の提供

法に規定される国からの報告徴収の一環として、環境対応車普及促進対策費補助金の交付事業の実施にあたって必要とされる移動報告情報を当該事業の補助事業者に対して提供する。

7. 電子マニフェストシステムを利用した自動車リサイクルの推進

電子マニフェストシステムを活用して使用済自動車の再資源化等に関するデータの分析及び情報開示に最大限努め、法に基づいた自動車のリサイクルが適正に実施されることを推進する。

以上